

「志津まちづくり協議会」会則

(名称および事務所)

第1条 本会は「志津まちづくり協議会」(以下、「協議会」と称し、事務所を志津まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民が主体となって地域共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を行い、安全安心で豊かな住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

(会員)

第3条 協議会の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 志津地域内の居住者
- (2) 志津地域内の組織・団体・事業者
- (3) その他協議会が認めた者

2 前項の組織・団体・事業者については、別に細則で定める。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 志津学区協働のまちづくり構想およびその計画に定められたまちづくりに関すること。
- (2) 協議会が実施する事業に関すること。
- (3) 志津まちづくりセンターの管理・運営に関すること。
- (4) 会員の実施する事業間における調整および連携に関すること。
- (5) 行政(国、県、市等をいう。以下同じ)が策定する構想、計画等に対する提言および要望に関すること。
- (6) 行政が実施する事業との連携、提言および要望に関すること。
- (7) 地域課題の掌握、地域の情報の発信・共有化および地域住民への啓発に関すること。
- (8) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(役員等)

第5条 協議会に次の役員等を置く。

- | | |
|---------|----------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 (町内会長会が推薦する者を含む) |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 部長 | 若干名 |
| (5) 理事 | 30名以内 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 顧問 | 若干名 |
| (8) 参与 | 若干名 |

(役員等の選出)

第6条 第5条に定める役員等は、第3条の会員から選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 第5条の役員等は、理事会で選出する。
- 3 理事は、第13条第5項に定めるとおり選出する。
- 4 顧問は、会長の歴任者とする。
- 5 参与は、必要に応じて会長が任命する。

(役員等の任務)

第7条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括するとともに、総会および理事会を招集する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、協議会の総務担当と事業担当を分担するとともに、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- また、副会長の1名は、町内会長会が推薦する者とし、町内会長会を担当する。
- (3) 会計は、協議会の運営および活動に伴う出納経理事務を担当する。
 - (4) 部長は、部の運営にあたる。
 - (5) 理事は、理事会に出席し、運営・企画など重要事項を審議および議決する。
 - (6) 監事は、協議会の会計監査業務を担当する。
 - (7) 顧問は、会長の求めに応じて、助言および意見を述べるができる。
 - (8) 参与は、会長の求めに応じて、次の事項等の協議に加わり協力する。

ア 市・県・国に要望する事項等

イ 事業内容および、事業推進に関する事項等

(役員等の任期)

第8条 役員等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員等の欠員もしくは補充の必要が生じた場合、後任の役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、任期満了後も新役員等が決定されるまでの間は、その任務を行うものとする。

(解任)

第9条 役員等が次の事項のいずれかに該当する時は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 当人が社会通念上、著しく相応しくない行為(飲酒運転・パワハラ等)を行った場合。
- (2) 協議会運営上、著しい支障を生じさせた場合。

(会議)

第10条 協議会の運営のため、次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 本部会
- (4) 町内会長会
- (5) 部会

(総会)

第11条 総会は、代議員制とし、50名以内の代議員で構成する。

2 総会は、協議会の最高議決機関として、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画・事業報告に関する事項
 - (2) 予算・決算に関する事項
 - (3) 会則の改廃等に関する事項
 - (4) 役員人事の承認に関する事項
 - (5) その他、会の運営に関し必要と認められる事項
- 3 総会は、毎年2回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた時、または代議員の3分の1以上の請求があった場合は、その都度、臨時総会を開催する。
 - 4 総会は、代議員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。
 - 5 総会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。
 - 6 総会の議事は、出席した代議員の過半数の同意を得てこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
 - 7 議事録署名人2名を、出席した代議員の中から議長が指名する。
 - 8 議事録署名人は、議事録を確認して署名する。

(代議員の職務等)

第12条 代議員は、総会に出席し、審議にあたる。

- 2 代議員の構成は、細則第5条に定める理事および、町内会・自治会より推薦を受けた者とし、

会長が委嘱する。

- 3 代議員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2項の代表者または推薦者に変更があった場合、会長は、その者に委嘱換えをする。委嘱換えを受けた者は、その職責を承継する。但し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第13条 協議会の事業活動を円滑に推進するため理事会を置く。

- 2 理事会は、本会の運営・企画など重要事項を審議するため、会長が必要と認めた時、または会長を除く理事の過半数の請求があった場合は、その都度、理事会を開催する。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は、出席した理事の過半数の同意を得てこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 4 理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。
- 5 理事会は、会長 1名、副会長 若干名、会計 1名、町内会長会 5名(町内会長会出身者 1名を含む)、各部の代表(部長) 各1名、居住者および細則の第2条で定める団体の代表 若干名をもって構成する。
- 6 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議・議決する。
 - (1) 事業計画および事業報告に関する事項
 - (2) 予算・決算の作成に関する収支決算書の承認および補正予算に関する事項
 - (3) 会則の改定、細則の制定および改廃等に関する事項
 - (4) 部構成および部報告に関する事項
 - (5) 行政と協議すべき案件に関する事項
 - (6) 第5条の役員等に関する事項
 - (7) 第8条第2項に定める後任役員 of 承認に関する事項
 - (8) その他、会長が必要と認める事項

(本部会)

第14条 協議会全般の活動を運営するため本部会を置く。

- 2 本部会は、原則として月1回開催し、必要に応じて会長が臨時に招集する。会議の進行は会長があたる。
- 3 本部会は、会長、副会長、会計、部長等をもって構成する。
- 4 本部会は、次に掲げる事項を事前に検討する。
 - (1) 事業計画および事業報告、予算書、決算書に関する事項
 - (2) 会則・細則等の改廃等に関する事項
 - (3) 行政との協議内容に関する事項
 - (4) 第5条に定める役員の内、会長推薦に関して、細則第6条に定める会長選考委員会を設け、選考結果を理事会に諮る事項
 - (5) その他、会長が必要と認める事項

(町内会長会)

第15条 町内会長会は、協議会の理事会において、決議された事柄および事業に協働する。

- (1) 志津学区全体に関する問題点を志津学区選出議員とともに、行政機関に要望する事項の具申書を集約する。
- (2) 人権教育推進協議会の会長職は、その年度の町内学習懇談会のモデル町内会・自治会が担当する。また、次年度のモデル町内会・自治会が副会長を担当し、共に草津市の人権教育・同和教育の学習・啓発に関する業務を遂行する。
- (3) 協議会の活動を各町内会・自治会に促進する。
- (4) 協議会における任務・職務は、町内会長会規約にて定める。

(部会)

第16条 協議会の活動を促進するため部を置く。設置する部および各部の構成は細則で定める。
各部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 各部は、細則で定める各所管事項の企画および執行にあたる。
 - (2) 各部には、部長および副部長を置き、副部長は、部会で選出する。
 - (3) 部長は、部会を代表し、部会を統括するため、必要に応じて部会を招集し、会議を進行する。
 - (4) 部長は、所管する事業の円滑な実施を図る必要があると認められる場合は、第3条(1)に規定する会員の中から会長の推薦を受けて、その者を部員として参画させることができる。
 - (5) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある時は、その職務を代行する。
- また、部会の庶務、会議録の作成等を行う。

(事務局の職務等)

第17条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局の職務は、次のとおりとする。
なお、事務局長は、センター長を兼務することができる。

- 2 事務局には、事務局長およびセンター長、事務局次長、事務局員等を置く。
- 3 事務局長は、協議会の運営に関する職務を統括する。
必要に応じて町内会長会に出席し、町内会長会の業務に協力する。
- 4 センター長は、センターの運営に関する職務を統括する。
- 5 事務局次長は、職務内容により事務局長の職務を代行する。
- 6 事務局員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 会の運営に関すること。
 - (2) センターの管理・運営に関すること。
 - (3) 市との連絡調整に関すること。
 - (4) 組織・団体・事業者との連絡調整に関すること。
 - (5) 各部の業務に協力する。
 - (6) 必要に応じて会議に出席し、部長の求めに対して部会で発言できる。
 - (7) その他、会長が必要と認めたこと。

(経費)

第18条 協議会の経費は、会費および交付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査および報告)

第20条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、翌年度の総会に報告するものとする。

(情報の公開)

第21条 協議会の総会・理事会の議事録は、公開する。

(会議の傍聴)

第22条 総会および理事会を傍聴できる者は、第3条に定める会員とする。
ただし、理事会の傍聴は、会長が認めた場合のみとする。

(雑則)

第23条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、理事会で協議のうえ別に定める。

付 則

この会則は、平成23年12月17日から施行する。

この会則は、平成24年 4月 9日から施行する。

この会則は、平成25年 5月11日から施行する。

この会則は、平成26年 4月26日から施行する。

この会則は、平成27年 4月25日から施行する。

この会則は、平成28年 4月23日から施行する。

この会則は、平成29年 4月 1日から施行する。

この会則は、平成30年 4月 1日から施行する。

この会則は、令和 2年 4月 1日から施行する。